

さくらカード②(高齢者・被爆者用)は更新が必要です

さくらカード①(障がいのある方用)については、2月1日から更新手続きを受付けます。(詳しくは、市政だより2月号でお知らせします。)

現在お使いのさくらカードの有効期限は来年3月31日です。
さくらカードをお持ちの方には「更新の申請書(はがき)」を送付しますので、更新を希望される方は、
下記の要領で申請手続きを行ってください。
また、来年3月から運用を開始する『おでかけICカード』の交付手続きも同時に行います。

対象

満70歳以上の方

〈問い合わせ〉 高齢介護福祉課 (☎096-328-2347)

満70歳未満の方で被爆者健康手帳を持つ方

〈問い合わせ〉 健康福祉政策課 (☎096-328-2340)

受付日時・場所

12月1日～来年1月29日までのうち、自宅に届いた申請はがきに記載してある日時・場所で手続きしてください。

指定された日時・窓口で申請できない方は、次の日時・場所でも手続きできます。

受付期間: 12月5日(土)、6日(日)および

12月1日～来年1月29日までの平日

受付時間: 午前9時～午後4時半

場 所: 市庁舎1階ロビー

上記の受付期間終了後でも、区役所福祉課、総合出張所で手続きできます。

清水総合出張所が受付会場となっている方は以下の日程で手続きできます。

12月5日(土)、6日(日)、12日(土)、13日(日)、19日(土)、

20日(日)、23日(祝)、26日(土)、27日(日)

来年1月11日(祝)、23日(土)、24日(日)、30日(土)、31日(日)

更新手続きに必要なもの

●さくらカード②

- (1) 申請書(はがき)
- (2) 6か月以内に撮影した顔写真
- (3) 現在お使いのさくらカード
- (4) 本人確認ができるもの
(保険証、運転免許証など)
- (5) 印鑑(認印で可、ゴム印不可)
- (6) 交付手数料 300円
- (7) 被爆者健康手帳(お持ちの方)

※代理の方が手続きされる場合は代理人の身分証明書と印鑑も必要です。

●おでかけICカード(記名式カード)

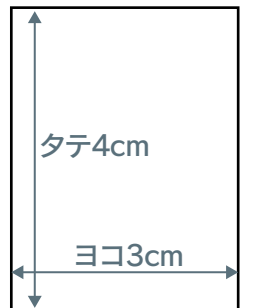
- (1) 上記申請書で同時申請可
- (2) 交付手数料 500円

※更新手続きとおでかけICカード申請を同時にする場合は上記(6)の手数料と合わせて800円が必要です。

※解約時にはバス事業者(市交通局を除く)の窓口で500円は返却します。

既にICカードをお持ちの方も、新たに申請が必要です。

写真について



- 無帽子 ●正面向き ●背景無地
 - 6か月以内に撮影した顔が大きくはっきり写っているもの
- ※インスタント写真や、パソコンで作成した写真等はお断りする場合があります。

証明写真機は会場に準備しておりませんので、必ず持参してください。

来年3月から「おでかけ乗車券」は『おでかけICカード』に変わります

来年3月から、「おでかけ乗車券」はさくらカードの負担割合に対応した専用の記名式ICカード『おでかけICカード』に切り換わります。

まず更新手続き

自宅に届いたはがきに記載の日時、場所で、さくらカード②とおでかけICカードの申請手続き

さくらカード②



即日発行します。

おでかけ乗車券



現行

来年3月末まで利用可能です。

おでかけICカードが届くまでは

さくらカード②



おでかけ乗車券



新しいさくらカード②とおでかけ乗車券を使用

移行後

さくらカード②



おでかけICカード



来年3月中旬頃～郵送でお手元におでかけICカードが届きます。

カードはチャージ(カードに入金すること)後、すぐに使えます。

- ・おでかけ乗車券を来年3月末まで利用した後、使いきれずに残額がある場合は利用者負担相当額を「おでかけICカード」に載せ換えます。
- ・おでかけICカードは使い捨てではありません。繰り返しチャージ(カードに入金すること)を行うことで、継続して使用できます。
- ※詳しくは、おでかけICカード交付時にお知らせします。